

犬の鑑札



横 18 ミリ × 縦 25.2 ミリ



犬の鑑札は、登録番号及び自治体名の入った楕円形の金属製プレートで、犬を取得してから 30 日以内（※1.）に登録申請して交付を受け、犬に装着することが法律で義務づけられています。

なお、鑑札を紛失された場合は、再交付の申請をする必要があります。

また、他の自治体で登録済みの犬を連れて転入された場合は、越前市で犬の異動届を提出し、転入前自治体で交付された鑑札を越前市のものと交換する必要があります。

※1. 生後 90 日以内の犬については、生後 90 日を経過した日から 30 日以内